

4009 日マレーシア経済連携協定における関税の撤廃及び引き下げの概要

日マレーシア経済連携協定では、両国間の往復貿易額の約97%（日本からの輸出額の約99%、マレーシアからの輸入額の約94%）についてこの協定の発効から10年以内に関税が撤廃されます。

I. 農林水産品分野について

1. 日本の主な譲許内容

- ・マンゴー、マンゴスチン、合板以外の林産品等：即時関税撤廃
- ・生鮮バナナ：関税割当
 - 枠内税率（無税 1,000トン／年度〔協定発効4年後に割当量を再協議〕）
 - 枠外税率 10%（4月～9月）、20%（10月～3月）
- ・マーガリン：5年間で29.8%から25%に関税を削減、5年目に再協議。

2. マレーシアの主な譲許内容

- ・りんご、なし及びかき：即時関税撤廃

II. 鉱工業品分野について

1. 日本の主な譲許内容

ほぼ全ての鉱工業品につき10年以内に関税撤廃。

2. マレーシアの主な譲許内容

(イ) 自動車・自動車部品

現地組立車 (CKD) 用部品	即時関税撤廃
現地組立車 (CKD) 用部品以外の自動車	2008 年に 0～5%まで引下げ、2010 年に関税撤廃
2000cc 超 3000cc 以下の乗用車、3000cc 超の多目的車、20 トン超のトラック、バス	2010 年までに段階的に関税撤廃。
3000cc 超の乗用車	2008 年に 0～5%まで引き下げ、更に、2010 年に関税撤廃。
上記以外の全ての完成車	2015 年までに段階的に関税撤廃。

(ロ) 鉄鋼

- 実質上全ての鉄鋼・鉄鋼製品を、10 年以内に関税撤廃。
- 合意された条件に従い、鉄鋼・鉄鋼製品の一部に対して、輸入関税を免税。